

お客様各位

「インターネットバンキングサービス利用規定」及び「WEB-F Bサービス利用規定」の一部改定について

盛夏の候、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標記規定を2020年6月30日付で改定し、2020年7月27日（月）より適用させていただきます。なお、主な改定点は別紙のとおりです。

また、改定後の規定につきましては、本改定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきますので、ご了承願います。

引き続き、尾西信用金庫をご愛顧賜りますようお願い致します。

2020年7月

尾西信用金庫

○改定点

1. インターネットバンキングサービス利用規定

- ①お客様カードを郵送後、お客様がお受け取りになられないまま6か月を経過したときには、強制解約になる旨の規定を追加
- ②反社会的勢力に関する表明・確約に係る規定の追加

2. WEB・FBサービス利用規定

- ①反社会的勢力に関する表明・確約に係る規定の追加

新 旧 対 照 表

「びしんインターネットバンキングサービス利用規定」 （2020年6月30日付改定）

改定箇所	改定後	改定前
第16条	<p>第16条 解約等</p> <p>1. 都合解約</p> <p>本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で書面による通知によりいつでも解約することができます。</p> <p>なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によります。</p> <p>2. 代表口座の解約</p> <p>代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。</p> <p>3. サービスの強制解約</p> <p>お客様に次の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも本契約を解約することができます。</p> <p>この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先に宛てて発信した時点で本契約は解約されたものとします。</p> <p>(1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2か月連続して支払わなかったとき。</p> <p>(2) 住所変更の届出を怠るなどにより当金庫においてお</p>	<p>第16条 解約等</p> <p>1. 都合解約</p> <p>本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で書面による通知によりいつでも解約することができます。</p> <p>なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によります。</p> <p>2. 代表口座の解約</p> <p>代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。</p> <p>3. サービスの強制解約</p> <p>お客様に次の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも本契約を解約することができます。</p> <p>この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先に宛てて発信した時点で本契約は解約されたものとします。</p> <p>(1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2か月連続して支払わなかったとき。</p> <p>(2) 住所変更の届出を怠るなどにより当金庫においてお</p>

改定箇所	改定後	改定前
	<p>お客様の所在が不明となったとき。</p> <p>(3) 支払の停止又は破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(4) 相続の開始があったとき。</p> <p>(5) 各種パスワードの不正使用があったとき、又は本サービスを不正利用したとき。</p> <p>(6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。</p> <p><u>(7) お客様カードを郵送後、お客様がお受け取りにならないまま6か月を経過したとき。</u></p> <p>(8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合など、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>4. 解約後の処理</p> <p>本契約が解約により終了した場合は、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様のお客様カード、契約者ID（利用者番号）、各種パスワード等は、全て無効となります。</p> <p>5. お客様による取引の中止</p> <p>お客様は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「IB取引中止」といいます。）することができます。</p>	<p>お客様の所在が不明となったとき。</p> <p>(3) 支払の停止又は破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(4) 相続の開始があったとき。</p> <p>(5) 各種パスワードの不正使用があったとき、又は本サービスを不正利用したとき。</p> <p>(6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(7) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合など、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>4. 解約後の処理</p> <p>本契約が解約により終了した場合は、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様のお客様カード、契約者ID（利用者番号）、各種パスワード等は、全て無効となります。</p> <p>5. お客様による取引の中止</p> <p>お客様は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「IB取引中止」といいます。）することができます。</p>

改定箇所	改定後	改定前
	<p>I B取引中止をした場合は、次のとおり取り扱います。</p> <p>なお、I B取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失うことはありません。</p> <p>(1) I B取引中止後は、お客様は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。</p> <p>(2) 本サービスを再開する場合は、お客様は当金庫に連絡の上、所定の手続を行ってください。</p> <p>(3) I B取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱ってください。</p>	<p>I B取引中止をした場合は、次のとおり取り扱います。</p> <p>なお、I B取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失うことはありません。</p> <p>(1) I B取引中止後は、お客様は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。</p> <p>(2) 本サービスを再開する場合は、お客様は当金庫に連絡の上、所定の手続を行ってください。</p> <p>(3) I B取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱ってください。</p>
第17条	<p><u>第17条 反社会的勢力に関する表明・確約</u></p> <p><u>私は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスが停止され、または通知によりこの契約が解約されても異議を申しません。</u></p> <p><u>なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴金庫に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任とします。また、これにより貴金庫に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いします。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

改定箇所	改定後	改定前
	<p><u>(1) 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u></p> <p><u>①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といえます。）</u></p> <p><u>②暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員といえます。）</u></p> <p><u>③暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの</u></p> <p><u>④暴力団準構成員</u></p> <p><u>⑤暴力団関係企業</u></p> <p><u>⑥総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力団</u></p> <p><u>⑦前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与していると認められる関係、不当に前各号に定める者を</u></p>	

改定箇所	改定後	改定前
	<p><u>利用していると認められる関係、資金その他の便益提供行為をしているとの認められる関係、その役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を含みますが、これらに限りません。)</u>を有する者</p> <p>⑧<u>その他前各号に準じる者</u></p> <p><u>(2) 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。</u></p> <p>①<u>暴力的な要求行為</u></p> <p>②<u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>③<u>取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p>④<u>風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p>⑤<u>その他前各号に準ずる行為</u></p>	
条数の繰下げ	第 <u>18</u> 条～第 <u>24</u> 条	第 <u>17</u> 条～第 <u>23</u> 条

「びしんWEB・FBサービス利用規定」 (2020年6月30日付改定)

改定箇所	改定後	改定前
	<p><u>第16条 反社会的勢力に関する表明・確約</u></p> <p><u>私は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスが停止され、または通知によりこの契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴金庫に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任とします。また、これにより貴金庫に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いします。</u></p> <p><u>(1)私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u></p> <p><u>①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団といいま</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

改定箇所	改定後	改定前
	<p><u>す。)</u></p> <p><u>②暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員と</u> <u>いいます。)</u></p> <p><u>③暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの</u></p> <p><u>④暴力団準構成員</u></p> <p><u>⑤暴力団関係企業</u></p> <p><u>⑥総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴ</u> <u>ロ、又は特殊知能暴力団</u></p> <p><u>⑦前各号に定める者と密接な関わり（前各号に定める</u> <u>者がその経営を支配し又は経営に実質的に関与してい</u> <u>ると認められる関係、不当に前各号に定める者を利用</u> <u>していると認められる関係、資金その他の便益提供行</u> <u>為をしているとの認められる関係、その役員又は経営</u> <u>に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難</u> <u>されるべき関係を含みますが、これらに限りません。)</u> <u>を有する者</u></p> <p><u>⑧その他前各号に準じる者</u></p> <p><u>(2)私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つに</u> <u>でも該当する行為を行わないことを確約します。</u></p> <p><u>①暴力的な要求行為</u></p> <p><u>②法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>③取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者</u></p>	

改定箇所	改定後	改定前
	<p><u>が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)</u>をし、又は暴力を用いる行為</p> <p><u>④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>⑤その他前各号に準ずる行為</u></p>	
条数の繰下げ	第 <u>17</u> 条～第 <u>24</u> 条	第 <u>16</u> 条～第 <u>23</u> 条

以 上